

R5年4月1日～開始致します



令和3年3月より、マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは 

マイナポータル



患者さまの薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得し診療を行うことができるようになりました。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

社会医療法人弘道会 なにわ生野病院